

厚生労働省発基労第 0408001 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱（労働基準法、労働者災害補償保険法及び労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

平成 20 年 4 月 8 日

厚生労働大臣 舩添 要一

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（労働基準法、労働者災害補償保険法及び労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正関係）要綱

第一 労働基準法の一部改正

業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する行政官庁の審査及び仲裁の結果に対する不服の申立ては、労働保険審査会（以下「審査会」という。）に行うことができるものとする。

第二 労働者災害補償保険法の一部改正

一 保険給付に関する決定に不服のある者は、再調査の請求をし、その決定に不服のある者は、審査会に対して審査請求をすることができるものとする。

二 保険給付に関する決定に不服のある者は、再調査の請求をすることができる旨が教示されなかった場合、再調査の請求をした日から二月を経過しても当該再調査の請求につき決定がされない場合その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合は、再調査の請求についての決定を経ないで、審査会に対して審査請求をすることができるものとする。

三 保険給付の決定の取消しの訴えは、審査請求がされた日から三月を経過しても裁決がないときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除き、審査請求に対する審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができないものとする。

四 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正

一 題名

題名を「労働保険に係る処分についての不服審査等に関する法律」に改めるものとする。

二 労働保険審査官の設置に係る規定の削除

労働保険審査官の設置に係る規定を削除するものとする。

三 再調査の請求

(一) 標準審理期間

再調査の請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁は、当該再調査の請求がその事務所に到達してから当該再調査の請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努め

るものとする。

(二) 再調査の請求期間

再調査の請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができないものとする。

(三) 口頭による意見の陳述

処分庁は、再調査の請求人又は利害関係者の申立てがあつたときは、意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合を除き、当該申立てをした者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならぬものとする。

(四) 文書その他の物件の提出

再調査の請求人並びに利害関係者及び(六)により指名された者は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができるものとする。

(五) 審理のための処分

処分庁は、審理を行うため必要な限度において、再調査の請求人若しくは利害関係者若しくは(六)に

より指名された者の申立てにより又は職権で、文書その他の物件の提出を命ずる等の処分をすることができるものとする。

(六) 関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名

厚生労働大臣は、再調査の請求に関し、処分庁に対し意見を述べさせるため、都道府県労働局につき、労働者災害補償保険制度に関し、関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各二人を、関係団体の推薦により指名するものとする。

(七) その他

再調査の請求の方式、本案の決定等について所要の規定を設けるものとする。

四 審査請求

(一) 審査会

労働者災害補償保険法の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、審査会を置くものとする。

(二) 関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名

厚生労働大臣は、審査請求に関し、審査会に対し意見を述べさせるため、労働者災害補償保険制度に関し、関係労働者及び関係事業主を代表する者各六人を、関係団体の推薦により指名するものとする。

(三) 審査請求期間

審査請求は、正当な理由があるときを除き、原処分に係る再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して二月を経過したときは、することができないものとする。

(四) 審査請求の手続の計画的進行

当事者及び(二)により指名された者並びに審査会は、簡易迅速かつ公正な審査の実現のため、審査請求の手続において、相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならないものとする。

(五) 意見の陳述等

イ 当事者及びその代理人は、審理期日に出頭して意見を述べることができるものとする。

ロ 意見の陳述に際し、当事者（処分庁を除く。）及びその代理人は、審査長の許可を得て、審査請

求に係る事件に関し、処分庁に対して、質問を發することが出来るものとする。

(六) 文書その他の物件の提出

審査請求人並びに処分庁、利害関係者及び(二)により指名された者は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することが出来るものとする。

(七) 審理のための処分

審査会は、審理を行うため必要な限度において、当事者若しくは(二)により指名された者の申立てにより又は職権で、文書その他の物件の提出を命ずる等の処分をすることが出来るものとする。

(八) 特定審査請求手続の計画的遂行

審査会は、審査請求に係る事件について、審査すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審査を行うため、(六)及び(七)の審査請求の手續を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、当事者を招集し、あらかじめ、これらの審査請求の手續の申立てに関する意見の聴取を行うことが出来るものとする。

(九) 当事者等による物件の閲覧

当事者及び(二)により指名された者は、裁決があるまでは、審査会に対し、(六)又は(七)により提出された文書その他の物件の閲覧を求めることができるものとする。

(十) その他

イ 三の(一)の標準審理期間等に係る規定は、審査会が行う審査請求の手續について準用するものとする。

ロ 審査請求の方式、本案の裁決等について、所要の規定を設けるものとする。

五 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第四 附則

一 施行期日

これらの法律は、行政不服審査法の施行の日(注)から施行するものとする。

(注) 行政不服審査法の施行期日は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内で政令で定める日とされている。

二 経過措置

これらの法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。